

議案2

宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ

運行実施計画の変更について

主な変更点は、次のとおりです。

① 利用促進事業の実施

運行開始周年事業を実施するため、計画書に利用促進事業の項目を追加します。

② 運行ルート及び停留所の変更

周辺イベントと連携した利用促進事業を実施するため、運行コースのうち、迂回コースの一部や停留所を変更します。

③ 停留所変更に伴う運行ダイヤの変更

停留所変更に伴い、運行ダイヤを変更します。

宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ運行実施計画

＜変更案＞

1. 利用促進事業の実施について（新規追加）

運行実施計画書に、新たに下記の項目を追加する。

9 利用促進事業

運行協議会は運行事業者と協議の上、利用促進を目的とした以下の取り組みを実施する。

(1) 運行開始周年事業

- ・ 期間限定（2日間）の乗り放題特別乗車券の販売（1人200円）。
- ・ 小学生以下の子どもについては、「13 利用者運賃」に準じ、無料とする。

(2) 商店街等周辺イベントと連携した利用促進策

（今回の利用促進事業内容）

- ・ 実施期間：令和3年11月20日（土）～令和3年11月21日（日）
- ・ 宮崎駅周辺イベントと連携して実施する。
- ・ 乗り放題特別乗車券を購入すれば、実施期間中（2日間）は乗り放題とする。

《追加理由》

グリーンスローモビリティの運行開始から1周年を迎えるにあたり、そのPRを行うとともに、周辺イベントと連携した利用促進を図るため。

2. 運行コースについて（変更）

周辺イベントと連携した上記の利用促進事業を実施するべく、運行実施計画書「9 運行区域とコース」(2) 迂回コース①にかかる必要な事項について、次のとおり変更する。

（変更内容）

- ・ 「高千穂通2丁目」停留所を取り止め、「アミュタクシープール前」停留所を新たに設置する。
- ・ 「アミュタクシープール前」停留所の設置に伴い、タクシープール内に侵入するため、運行コースを一部変更する。
- ・ ルート図については、次ページのとおり。

《変更理由》

あみーろーどがイベント等で車両通行止めの場合は迂回コースで運行する上、「あみーろーど停留所」が使用できないため、代替停留所を設ける必要がある。その停留所をアミュプラザ前に設けることで、宮崎駅周辺やアミュプラザ等で開かれるイベントとの相乗効果を図り、利便性の向上や利用促進につなげる。

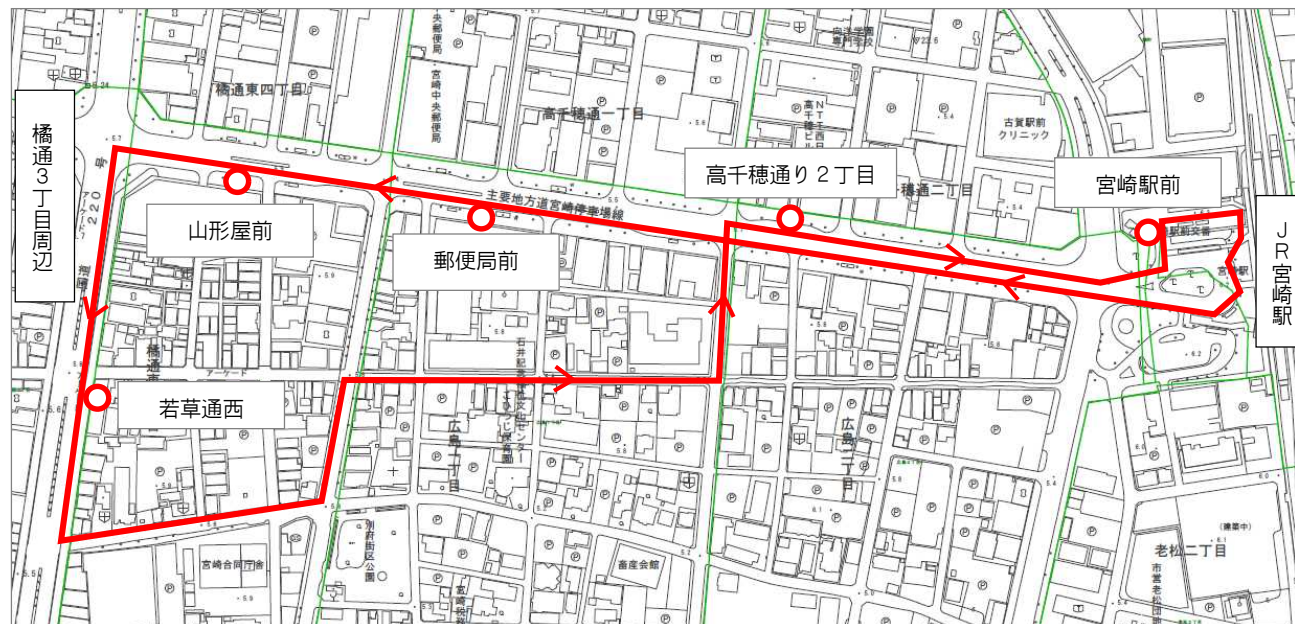
なお、現行の運行ダイヤ（12分間隔運行）を維持すべく、「アミュタクシープール前」停留所の新設に伴う「高千穂通2丁目停留所」を取り止めることで運行ルート沿いの停留所5箇所を維持する。

変更前

(2) 迂回コース①（あみーろーどがイベント等で車両通行止めの場合）

J R宮崎駅周辺⇔橋通3丁目周辺（停留所5か所）

宮崎駅前、郵便局前、山形屋前、若草通西、高千穂通2丁目

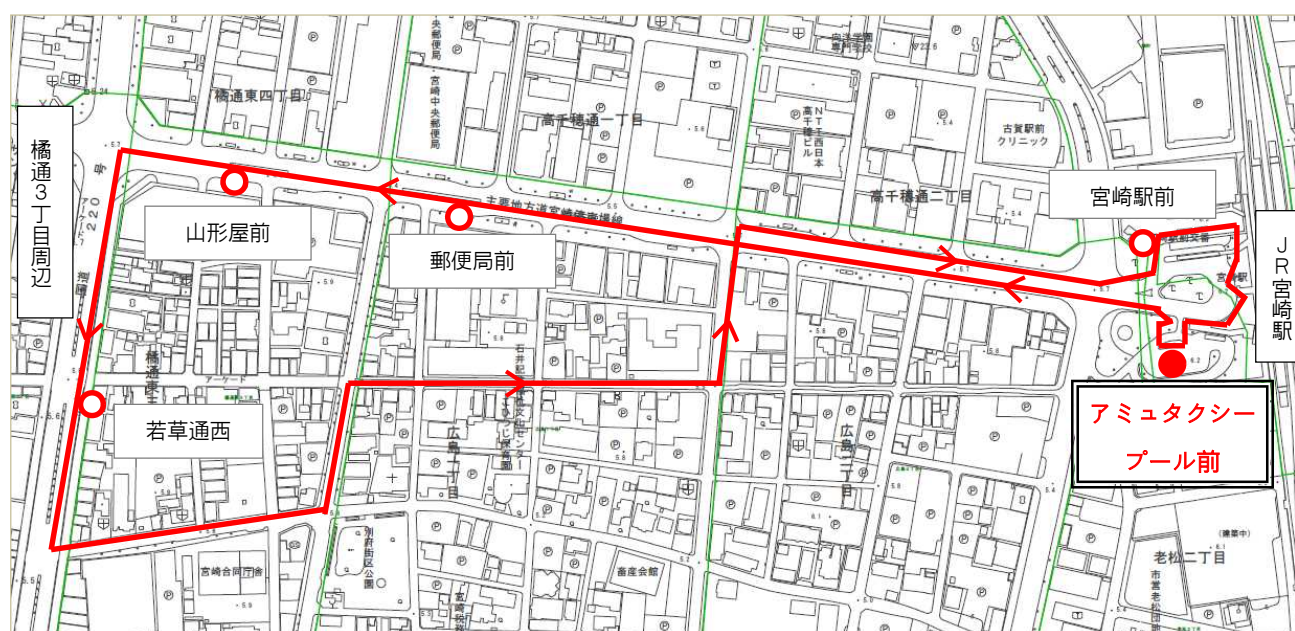


変更後

(2) 迂回コース①（あみーろーどがイベント等で車両通行止め車両通行止めの場合）

J R宮崎駅周辺⇔橋通3丁目周辺（停留所5か所）

アミュータクシープール前、郵便局前、山形屋前、若草通西、宮崎駅前



3. 運行ダイヤについて（変更）

運行実行計画書「11 運行ダイヤ（2）迂回ルート①及び②」を次のとおり変更する。

《変更理由》

迂回ルート①の変更に伴い、ダイヤ表も変更となるため（迂回ルート①及び②が一緒になっているものを、①、②を分けて表示する。②については変更なし）。

変更前						
(2) 迂回コース①及び②（一日 34 便）						
	宮崎駅前	郵便局前	山形屋前	若草通西	高千穂通り2丁目	宮崎駅前
1 便始発	10:34	10:38	10:40	10:44	10:52	10:58
2 便始発	10:46	10:50	10:52	10:56	11:04	11:10
	※12分間隔で運行					
最終便	17:10	17:14	17:16	17:20	17:28	17:30 着

変更後						
(2) 迂回コース①（一日 34 便）						
	アミュプラザ前	郵便局前	山形屋前	若草通西	宮崎駅前	アミュプラザ前
1 便始発	10:34	10:38	10:40	10:44	10:52	10:58
2 便始発	10:46	10:50	10:52	10:56	11:04	11:10
	※12分間隔で運行					
最終便	17:10	17:14	17:16	17:20	17:28	17:30 着
(3) 迂回コース②（一日 34 便）						
	宮崎駅前	郵便局前	山形屋前	若草通西	高千穂通り2丁目	宮崎駅前
1 便始発	10:34	10:38	10:40	10:44	10:52	10:58
2 便始発	10:46	10:50	10:52	10:56	11:04	11:10
	※12分間隔で運行					
最終便	17:10	17:14	17:16	17:20	17:28	17:30 着

令和3年度
宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ
運行実施計画



宮崎市まちなかグリスロ運行協議会

目 次

令和3年度 宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ運行実施計画

1	運行目的	1
2	運行のコンセプト及び運行のモットー	1
3	実施団体	1
4	運行協議会事務局	1
5	運行の態様	1
6	運行事業者の要件	1
7	使用車両	2
8	運行開始日	2
9	運行区域とコース	2
10	運行日、運行時間と運行を休止する場合	4
11	運行ダイヤ	4
12	利用者	4
13	利用者運賃	4
14	委託料	4
15	事業財源	4
16	運行営業所	5
17	運行状況の報告	5
18	利用者運賃収入の納付	5
19	委託料の請求・支払	5
20	委任	5

1 運行目的

「宮崎市まちなか活性化推進計画」に定める交通結節拠点エリアであるJR宮崎駅周辺と、商業機能が集積する橋通り周辺への回遊性を高めることで、来街者の増加、滞在時間の増加を図り、中心市街地の活性化と地域経済への波及を目的に運行する。

また、全国でも珍しく、ユニークなモビリティを導入することにより、観光誘客を含めた魅力向上に加え、高齢社会のさらなる進展を迎える中で、公共交通機関と連携することにより、公共交通の利用促進と、バリアフリーへの配慮を含めた交通環境の向上を目指す。

2 運行のコンセプト及び運行のモットー

(1) グリスロ運行のコンセプト

「乗って楽しい」「見て楽しい」そして「便利」な『まちなか回遊モビリティ』

～JR宮崎駅周辺(交通結節拠点)と「まちなか」をつなぐ区間を、開放感があり街の空気感や人の息吹が感じられる「乗って楽しい」、そして「見て楽しい」モビリティで運行することで、まちなかの回遊性を向上させる。

(2) グリスロ運行のモットー

～「安全」、「正確」、「丁寧」、「親切」をモットーに運行を行う。

3 実施団体

本事業の運営は、運行区域内及び、安全かつ持続可能な運行管理体制を維持するために関わる関係機関や各種団体で構成された「宮崎市まちなかグリスロ運行協議会」(以下「運行協議会」という。)が行い、運行は「6 運行事業者」の要件を満たす事業者から、運行協議会において選定した「宮崎交通株式会社」に委託する。

4 運行協議会事務局

運行協議会の事務局は宮崎市観光商工部商工戦略局商業労政課内に置く。

5 運行の態様

「一般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)」のうち、「路線定期運行」として運行する。

(道路運送法第3条第1項第1号イ及び、道路運送法施行規則第3条の3第1項第1号)

6 運行事業者の要件

運行事業者は、宮崎市内に事業所を持ち、次の条件を満たす事業者とする。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、運行実施計画に基づく事業受託が可能なこと。
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の運行許可を取得していること。
- (3) 安全安心な運行管理を行うため、運行区域内での交通状況を把握しており、宮崎市内で一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)の十分な運行実績があること。
- (4) 利用者の利便性向上のため、利用しやすい停留所の確保や、運行区域内を利用する交通事業者との円滑な連携を図ることが可能なこと。
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業計画の認可を受けており、運行体制を確保できること。
- (6) 車両の故障や不具合等が発生した場合、速やかな復旧対応が可能な体制を確保できること。
- (7) 「7 使用車両」の日常点検整備及び定期点検整備を実施する体制が確保できること。
- (8) 利用者の利便性向上と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、現金に加えて、キャッシュレス決済(電子マネー、スマートフォン等)での運賃収受が可能であること。特に、公共交通機関との連携という観点から、交通系ICカードへの対応が可能であること。

7 使用車両

株式会社シントゥギャザー製 「eCOM-8²」 2台

※故障・車検等により走行できない場合を想定して予備車両を確保予定。

8 運行開始日

2021年（令和3年）4月1日（木）

9 運行区域とコース

運行区域は、宮崎市中心市街地のうち、JR宮崎駅と橘通3丁目周辺を結ぶ地域とする。

運行コースは「通常コース」を主とするが、「通常コース」上を車両通行止めにしてイベント等が行われることにより運行できない場合として、迂回コースを2コース設けることとする。

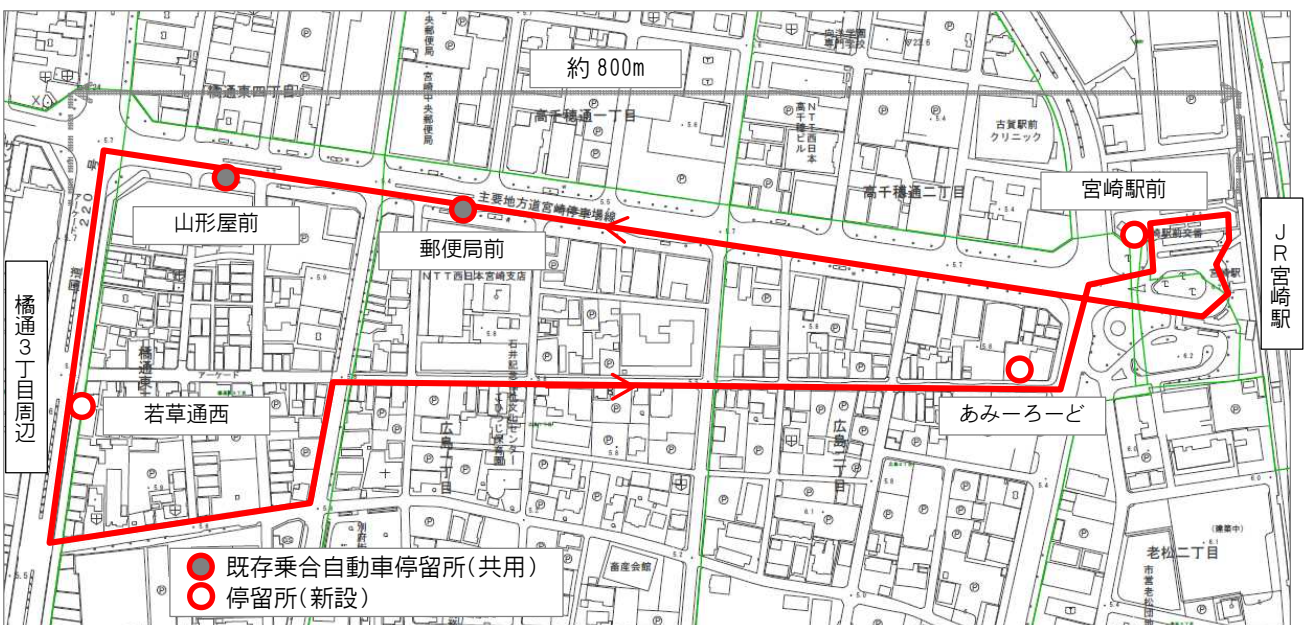
【運行区域】



(1) 通常コース

JR宮崎駅周辺 ⇔ 橘通3丁目周辺（停留所5か所）

あみーろーど、宮崎駅前、郵便局前、山形屋前、若草通西

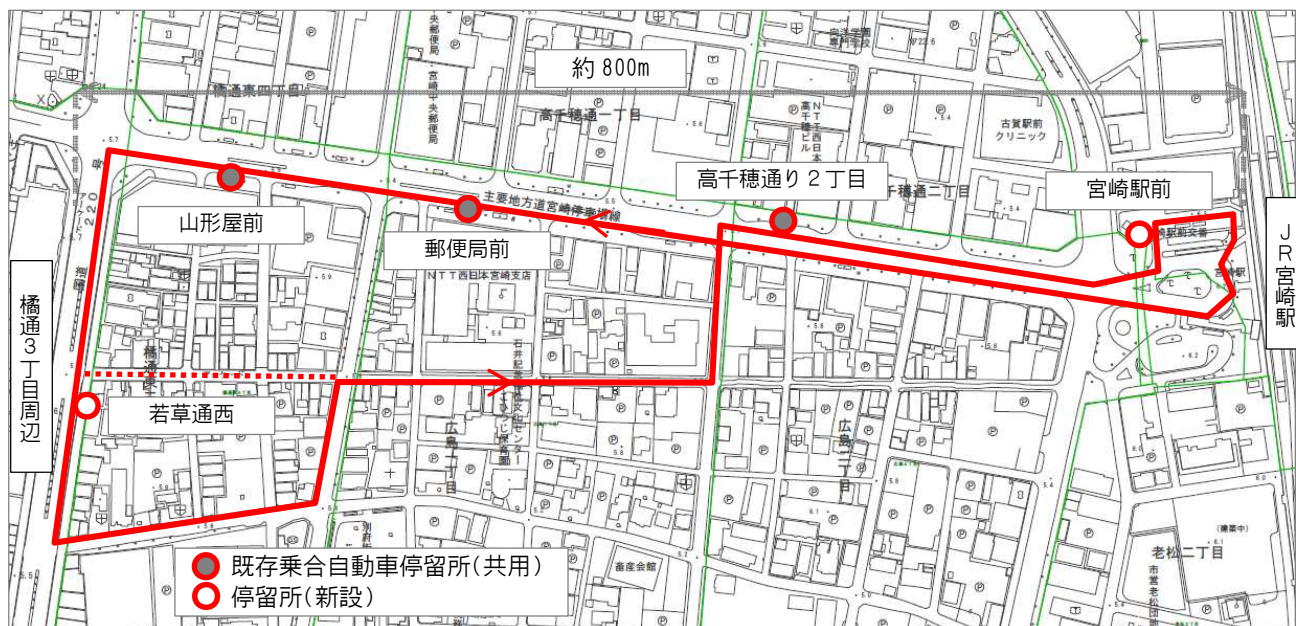


(2) 迂回コース① (あみーろーどがイベント等で車両通行止めの場合)

J R 宮崎駅周辺 ⇄ 橋通 3 丁目周辺 (停留所 5 か所)

宮崎駅前、郵便局前、山形屋前、若草通西、高千穂通り 2 丁目

※想定されるイベント：あみだ祭、アソビろーど、駅前大道芸など (駅前商店街)

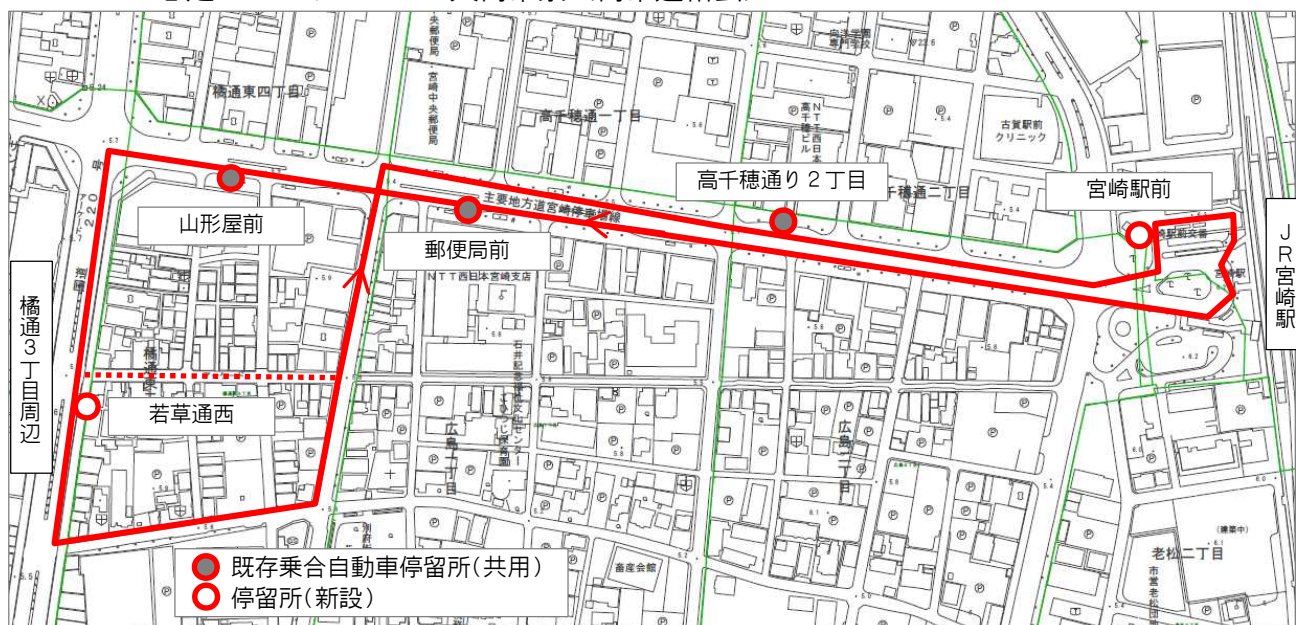


(3) 迂回コース② (広島通り、あみーろーどがイベント等で車両通行止めの場合)

J R 宮崎駅周辺 ⇄ 橋通 3 丁目周辺 (停留所 5 か所)

宮崎駅前、郵便局前、山形屋前、若草通西、高千穂通り 2 丁目

※想定されるイベント：大街市祭 (街市連絡会)



10 運行日、運行時間と運行を休止する場合

- (1) 運行日 原則として毎日運行する。
- (2) 運行時間 10:30～17:30
- (3) 運行を休止する場合
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等の発出や、安全な運行を行うことが難しい天候の場合。特に、使用車両の特性として窓が無いことを考慮し、風雨が強くレインガードをしても車内の乗客に影響があると判断される場合。
 - ② 高千穂通り又は橘通りが、車両通行止めをしてイベント等が開催される場合。
 - ③ 大型百貨店や商店街組織等の大部分が休業する年始。

11 運行ダイヤ

- (1) 通常コース(一日 34 便)

	あみーろード	宮崎駅前	郵便局前	山形屋前	若草通西	あみーろード
1 便始発	10:30	10:34	10:38	10:40	10:44	10:54
2 便始発	10:42	10:46	10:50	10:52	10:56	11:06
	※12分間隔で運行					
最終便	17:06	17:10	17:14	17:16	17:20	17:29 着

- (2) 迂回コース①及び②(一日 34 便)

	宮崎駅前	郵便局前	山形屋前	若草通西	高千穂通り2丁目	宮崎駅前
1 便始発	10:34	10:38	10:40	10:44	10:52	10:58
2 便始発	10:46	10:50	10:52	10:56	11:04	11:10
	※12分間隔で運行					
最終便	17:10	17:14	17:16	17:20	17:28	17:30 着

12 利用者

利用者の要件は設けないが、利用に際しては以下の項目への協力をお願いする。

- (1) 小学生以下の子どもが利用する場合は、安全確保の観点から保護者の同乗（有料）をお願いする。
- (2) ペットを持ち込む場合は、持ち運び用のキャリーバッグなどフタのできる入れ物に入れてもらうなど、約款に基づき判断するものとする。盲導犬や介助犬等はそのまま乗車可能とする。
- (3) 危険物や大きな荷物については、大きさや形状、他の乗車への影響等を考慮し、乗車できるかどうか約款に基づき判断するものとする。

13 利用者運賃

利用者運賃は1乗車100円とし、小学生以下の子どもは無料とする。中学生以上の障がい者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳保持の方）は、1乗車50円（利用者運賃の5割引）とする。

※商店街組織や関係団体と連携し、利用者増加に繋がる取組を運行協議会で検討する。

14 委託料

運行協議会から運行事業者に支払う運行業務委託料（以下「委託料」という。）は、別途定めるものとする。

15 事業財源

事業財源は、利用者運賃、協力団体（企業）からの協賛金・広告料等及び宮崎市からの補助金とする。

16 運行営業所

本事業の運行営業所は、運行事業者の営業所とし、「安全」、「正確」、「丁寧」、「親切」をモットーに運行業務を遂行する。なお、運行営業所の業務内容については、道路運送法等の関係法令を遵守するほか、次のとおりとする。

- (1) 運行営業所は、運行のコンセプト及び運行モットーを理解し、本事業の趣旨を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。
- (2) 運行営業所の乗務員は、利用者下車後速やかに「運転日誌」を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。

17 運行状況の報告

受託事業者は、毎週月曜日（祝日の場合は翌日）に前週の運行状況を運行協議会及び市に報告しなければならない。なお、報告方法については、FAXや電子メールでも可とする。

運行事業者は、事故や車両の不具合・故障等が発生した場合には、速やかに適切な対応をとるとともに、運行協議会及び市に報告するものとする。

18 利用者運賃収入の納付

運行事業者は、利用者から収納した利用者運賃を適正に管理し、毎月15日（土日祝日の場合は翌日）までに前月分を取りまとめて、運行協議会の指定する口座に納付する。

19 委託料の請求・支払

- (1) 運行事業者は、毎月10日（土日祝日の場合は翌日）までに前月の運行状況、乗降者数、運賃収入、その他必要事項を記載した「運行明細書」を運行協議会に提出する。
- (2) 運行協議会は、提出された運行明細書を精査し、必要に応じて運行事業者に内容の確認及び修正を指示する。
- (3) 運行協議会の確認後、運行事業者は運行協議会に「請求書」を提出する。運行協議会は、請求があってから30日以内に運行事業者が指定する口座に振り込むものとする。

20 委任

この運行実施計画に定めるもののほか、宮崎市まちなかグリーンスローモビリティの運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日・運輸省告示第49号）及び関係法令を適用する。